

平成19年 9月18日

1.出席議員

議長 杉原豊喜  
1番 上田雄一  
3番 山口裕子  
5番 大河内 智  
7番 古川盛義  
9番 山口良広  
11番 山崎鉄好  
13番 前田法弘  
15番 石橋敏伸  
17番 小池一哉  
19番 山口昌宏  
21番 吉原武藤  
23番 江原一雄  
27番 高木佐一郎  
29番 黒岩幸生

副議長 牟田勝浩  
2番 浦 泰孝  
4番 松尾陽輔  
6番 宮本栄八  
8番 上野淑子  
10番 吉川里已  
12番 末藤正幸  
14番 小柳義和  
16番 樋渡博徳  
18番 大渡幸雄  
20番 松尾初秋  
22番 平野邦夫  
26番 川原千秋  
28番 富永起雄  
30番 谷口攝久

2.欠席議員

なし

3.本会議に出席した事務局職員

事務局 長 緒方正義  
次長兼総務係長 黒川和広  
議事係 長 松尾和久  
議事係 員 森 正文

4 . 地方自治法第121条により出席した者

市		長	樋	渡	啓	祐
副	市	長	古	賀		滋
副	市	長	大	田	芳	洋
教	育	長	浦	郷		究
総	務	部	大	庭	健	三
企	画	部	末	次	隆	裕
営	業	部	前	田	敏	美
く	ら	し	國	井	雅	裕
こ	ど	も	松	尾	茂	樹
ま	ち	づ	松	尾		定
山	内	支	藤	崎	勝	行
北	方	支	大	石	隆	淳
会	計	管	森		基	治
教	育	部	古	賀	堯	示
水	道	部	伊	藤	元	康
市	民	病	田	代	裕	志
総	務	課	古	賀	雅	章
財	政	課	久	原	義	博
企	画	課	角			眞
選挙管理委員会	事務局	長	大	宅	敬	一
監査委員事務局	局長		山	下	眞	琴
農業委員会	事務局	長	森	山	義	秀

議 事 日 程 第 7 号

9月18日(火)10時開議

日程第1	第35号議案	武雄市公共下水道事業受益者負担金徴収条例(質疑・下水道事業審査特別委員会設置付託)
日程第2	第36号議案	武雄市下水道条例(質疑・下水道事業審査特別委員会設置付託)
日程第3	第37号議案	平成19年度武雄市一般会計補正予算(第5回)(質疑・下水道事業審査特別委員会設置付託)
日程第4	第38号議案	平成19年度武雄市公共下水道事業特別会計補正予算(第1回)(質疑・下水道事業審査特別委員会設置付託)
日程第5	第39号議案	武雄市名誉市民の選定について(質疑・総務常任委員会付託)
日程第6	第40号議案	平成19年度武雄市一般会計補正予算(第6回)(質疑・総務常任委員会付託)
日程第7	第41号議案	平成18年度武雄市一般会計決算認定について(質疑・一般会計等決算審査特別委員会設置付託)
日程第8	第42号議案	平成18年度武雄市国民健康保険特別会計決算認定について(質疑・一般会計等決算審査特別委員会設置付託)
日程第9	第43号議案	平成18年度武雄市老人保健特別会計決算認定について(質疑・一般会計等決算審査特別委員会設置付託)
日程第10	第44号議案	平成18年度武雄市農業集落排水事業特別会計決算認定について(質疑・特別会計等決算審査特別委員会付託)
日程第11	第45号議案	平成18年度武雄市公共下水道事業特別会計決算認定について(質疑・特別会計等決算審査特別委員会付託)
日程第12	第46号議案	平成18年度武雄市土地区画整理事業特別会計決算認定について(質疑・特別会計等決算審査特別委員会付託)
日程第13	第47号議案	平成18年度武雄市給湯事業特別会計決算認定について(質疑・特別会計等決算審査特別委員会付託)
日程第14	第48号議案	平成18年度武雄市競輪事業特別会計決算認定について(質疑・特別会計等決算審査特別委員会付託)
日程第15	第49号議案	平成18年度武雄市交通災害共済特別会計決算認定について(質疑・一般会計等決算審査特別委員会設置付託)
日程第16	報告第12号	平成18年度武雄市農業集落排水事業特別会計継続費精算報

## 告書の報告について（質疑）

開 議 10時

議長（杉原豊喜君）

皆さんおはようございます。休会前に引き続き、本日の会議を開きます。

日程に基づき議事を進めます。

日程第1．第35号議案 武雄市公共下水道事業受益者負担金徴収条例から日程第4．第38号議案 平成19年度武雄市公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）まで、4件の議案を関連がありますので一括議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。松尾まちづくり部長

松尾まちづくり部長〔登壇〕

おはようございます。第35号議案 武雄市公共下水道事業受益者負担金徴収条例について補足説明を申し上げます。

本条例は、公共下水道の一部供用開始に伴い、新たに設置する条例でございます。

まず第1条では、本条例の趣旨を定めております。

第2条は、この条例における受益者の規定でございます。受益者を公共下水道の処理区域内に存する土地の所有者と規定しております。ただし、地上権、質権等の目的となっている土地については、それぞれ地上権者、あるいは質権者等の権利者とすることができると定めております。

第3条には、賦課対象区域の決定及び公告の事項を定めております。

第4条は、負担金の額を公共ます1基につき150千円と定めております。

第5条、第6条、第7条には、負担金の額及びその賦課、徴収に係る事項を定めています。

第8条は、賦課対象区域の公告後に受益者に変更があった場合の取り扱いについて定めております。

その他必要な事項につきましては、規則で定めることとし、第9条はその旨の規定でございます。

また、附則で本条例は公布の日から施行することとしております。

以上で35号議案の説明を終わります。

続きまして、第36号議案 武雄市下水道条例について補足説明を申し上げます。

本条例もまた、公共下水道の一部供用開始に伴い、新たに設置する条例でございます。

まず第1章の総則では、目的、定義について規定しておりまして、公共下水道とは、し尿を含む下水を排除、または処理するための施設で、終末処理場を有する市が管理する下水道であり、都市下水路とは、し尿を除く下水を排除するための下水道としております。

これらの公共下水道及び都市下水路については、排除する下水を区分しており、これらの管理及び使用について本条例で定めることとしております。

第2章では、排水設備等の設置等について規定しております。

下水道に下水を流入させるためには、排水設備設置義務者において排水設備などを設置することとなりますが、この際の設置基準などを規定し、下水道法、または下水道法施行令などに基づく条例で定めることができる事項について基準を設けるものでありまして、排水設備の接続に関する構造的な基準や、除害施設を設置する必要がある水質基準、排水設備等の設置等を行う場合の届け出や検査及び排水設備等の指定工事店に関する事項などを定めております。

この章の除害施設についてでございますが、油脂分や浮遊分の多い排水は、下水道管の詰まる原因となり、酸性の強い排水は、コンクリートや金属を腐食させたりして、処理場の能力を低下させ運転が停止することもありますので、下水道へ流せる水質の基準を定め、これに適合しない排水を基準以下の水質にするための沈殿装置や油脂分離装置などの施設のことです。

第3章には、公共下水道の使用について規定しております。

ここでは、特定事業場から排出する下水の基準、し尿を排除する場合の便所の水洗化、公共下水道の加入金の額、公共下水道の使用料や汚水量に関する事項などを規定しております。

この章の特定事業場とは、水質汚濁防止法に規定する特定施設を有する工場や事業場でありまして、ここでこれらの排除する下水について、その水質基準を設けております。

加入金につきましては、受益者負担金を支払って公共下水道を使用する者との公平性を保つため、公共下水道の整備を新たに公共下水道を使用する場合に支払うものであります。

使用料は、基本料金として10立方メートル以下を月額2千円、5立方メートル以下は1千円とし、超過料金として1立方メートル当たり180円としております。

第4章及び第5章には、行為の許可や占用の許可などの手続きについて規定しております。

第6章には、過料について規定しておりまして、条例中の届け出違反や義務違反などについて50千円以下の過料に処することとしております。

なお、附則で、本条例は、規則で定める日から施行することとしており、公共下水道の供用開始の日が確定次第規則を公布し、施行することとしております。

また、使用料につきましては、条例施行後5年以内を目途に財政状況等を勘案し、見直すことを規定しております。

続きまして、37号議案及び38号議案を御説明いたします。

第37号議案 平成19年度武雄市一般会計補正予算（第5回）及び第38号議案 平成19年度武雄市公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）について御説明いたします。

今回お願いしております2つの議案は、いずれも本年12月から一部供用開始を予定してお

ります公共下水道の補正予算であります。

まず、第37号議案 平成19年度武雄市一般会計補正予算（第5回）について御説明いたします。

補正予算書の1ページでございます。

今回の補正は、歳出予算の補正をお願いしております。

補正の内容でございますが、補正予算説明書(2)ページをごらんください。

8款4項3目、下水道費で公共下水道事業特別会計への繰入金をお願いしております。

これは、先ほど申し上げました公共下水道事業の一部供用開始に伴い、特別会計における財源不足額を補うため繰り出しを行うものでございます。

続きまして、第38号議案 平成19年度武雄市公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）について御説明いたします。

補正予算書の1ページでございます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3,346千円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ527,911千円とするものでございます。

それでは、補正の主な内容について御説明いたします。

まず、歳出についてでございます。予算説明書(5)ページでございます。

1款1項1目、一般管理費では、本年12月から一部供用開始に伴う浄化センターの管理運営に要する経費をお願いしています。

2目、事業費では、歳入のほうで御説明申し上げます公共下水道事業受益者負担金を財源充当しましたので、これに伴う財源補正をいたしております。

続きまして、歳入についてでございます。(3)ページです。

1款1項、使用料では、対象戸数12戸、1カ月の使用量を390トンと見込み、使用料を計上しています。

2項、手数料では、指定工事店証等の交付手数料として15事業所分を計上しております。

2款1項、負担金では、公共下水道受益者負担金として公共ます5基分にかかる負担金を計上しております。

(4)ページの4款、繰入金では、今回の補正に伴う不足財源分を一般会計からの繰入金で賄うこととしております。

5款、繰越金は、前年度繰越金でございます。

以上、簡単でございますが、補足説明を終わります。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長（杉原豊喜君）

質疑を開始いたしますが、質疑は区分をいたします。

最初に、第35号議案に対する質疑を開始いたします。22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。提案されております35号議案の第3条ですね、賦課対象区域の決定及び公告というふうにありますけれども、議会への手続の関係でお伺いしたいんですけれども、事前に配られた資料を見てみますと、下水道事業実施の法的根拠と、この計画の、計画決定の流れを説明してあるんだらうと思うんですけれども、この資料ですね。都市計画法上の都市施設11条、都市計画決定19条、そして都市計画法事業認可59条と、こう書いてありますけれども、これは都市計画法上の法的根拠となっていますね。

そこでお聞きしたいんですけれども、賦課対象区域は183ヘクタールというのがこの議会にも示されてきておりました。都市計画決定区域183ヘクタール、2,200戸。もう1つは、事業認可区域32ヘクタール、第1期分ですね。そうすると、決定に関して、議会との関係というのはどうなっていくのか。

もう1つは、決定する際に合理的な根拠、線引きですよ。区画整理にしましても、こういう事業計画を決定する場合に、線引きというのは極めて大きな問題ですね。そうすると、一般的には市道、県道、あるいは山とか川とか、そういう地形をもって線引きするというのが大体合理的、住民の納得得る場合ですね。

183ヘクタールのこの都市計画決定区域というのは、図を見ればわかるように、これジグザグなっていますよね。これは山つきのほうはわかるんですけれども、一番最初の説明では、武雄川の南についてはまだ決定していないと、武雄川に沿って決定される、武雄川とかバイパスとか、大きなこの流れがありますよね。特に、この昭和区とか天神とかジグザグなってるでしょう。ここら辺がどういう合理性をもっているのかですね。というのは、この計画の中におる人と計画の外で生活している人っていうのは、いつになったら来るのかと、まだ計画決定されていませんからね。

そういった意味では、議会への都市計画決定の手順、もう1つは線引き、183ヘクタールが線引きされていますけれども、合理的な根拠といえますか、こういう考え方をもって、特にジグザグのところですね、そこをぜひ説明をしていただきたいと、35号については以上であります。

議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

松尾まちづくり部長〔登壇〕

お答えいたします。

まず、法的根拠ということでございますが、これは都市計画法で定めております。都市計画決定は19条で、武雄市の都市計画審議会にまずかけます。そういった武雄市の都市計画審議会を経て、その後、県の都市計画審議会にかけると、それをもって知事の認可を受けて、都市計画決定が決まるということでございます。

これにつきましては、議会での議決事項とはなっておりません。

それから、この183の区域をどうやって決めたのかということでございますが、これは都市計画決定する前には基本計画というのを立てるわけですが、その基本計画の段階で処理場は大体こちら辺にする、あるいは管ですね、管をどういうふうに引っ張るかというのを、大まかな設計を建てます。その中で、今この183の、北側のほうは山つきでわかると言われましたけど、この南側ですね。南側がどうしてジグザグかと、このジグザグのところにつきましては、ちょうどここには現況、富岡下水路が流れております。この富岡下水路を境にして区域を分けたと、そして富岡下水路よりも南側については、また処理場までの幹線経路が別系統になっております。そういうことで、ここに線を入れたと。

それともう1つ、東側のほうもまたジグザグになっておるんですけど、これにつきましては、地形的に東側のほうが甘久川の流域に、これの図面でいくところの右側ですね。これが、甘久川のほうになっておまして、それで高低差、流れが自然勾配でもってくるという最初の大前提がございましたので、この東側のほうは、また別ルートでもってくるという経路をつくったものですから、ここで区域を分けたとということでございます。

議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。30番谷口議員

30番（谷口攝久君）〔登壇〕

ちょっと内容に関するものよりも、こういう条例とか規則とかいうのは、形も文章も文字もきちんとせんといかんと思うんですよ、市の憲法ですからね。

その中で、公共ますという表現をしてありますけれど、公共ますの「ます」はなぜ平仮名じゃなきゃいかんかですね。本当に文化を誇る武雄市でしょう。そして、文字についてはきちんとせにゃいかに、「枘」という字が、もともとできた文字そのものが非常に歴史的な沿革もあるわけですよ。それで、普通言葉がどうしても漢字であらわせんときは、平仮名という文化があるけども、平仮名では、ほかの文章とつながり、混同しやすいから片仮名で「公共マス」と入れるとかですね、そういう工夫も凝らしてきたのが日本の文化なんですよ。特に、条例になんで「ます」とつけるかですね、そこらをちょっとお尋ねいたします。

議長（杉原豊喜君）

暫時休憩をいたします。

休 憩 10時18分

再 開 10時23分

議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

執行部の答弁を求めます。松尾まちづくり部長

松尾まちづくり部長〔登壇〕

お答えいたします。

「ます」という言葉、これを平仮名で書いておりますのは、昭和56年10月1日内閣法制局総発第141号内閣法制次長の通知で、常用漢字じゃないと使えないという通知が来ております。これでもって平仮名の「ます」ということになっております。

30番（谷口攝久君）〔登壇〕

再質問いたしますが、これは常用漢字じゃなきゃいかんということで通達が来たと、その後、常用漢字等もふやしたり減らしたり、減らすことはないんですけども、そういうことがいろいろあっておるわけですけども、この点についてはなかったんですか。

本来の日本語の字、使用目的とか何とかから考えたときに、そういうことはないかということ聞いておる。それでいくということが法律で決まっていれば別に言うことはないんですよ。

通常私たちは、「ます」は「枅」と思っています。ただこの場合、そんならば「公共ます」とせんで、「公共用ます」とかね、そういう言葉が、現実的には、正確にその場に即する言葉じゃないかと思うんですよ。

私は、内容的な問題については委員会で十分審議してもらいますので、ただ条例とかそういうものについては、だんだん言葉が乱れていますので、きちんとする必要があるという気がして、あえてお尋ねしているわけですけども、じゃあ、なぜ「公共用ます」じゃないのかですね、そこをお尋ねいたします。

議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

松尾まちづくり部長〔登壇〕

お答えいたします。

下水道法の第21条に、公共ますは汚水ますとして「ます」と平仮名で書いてあります。それで、公共用という言葉が入りますとちょっと意味が違ってきますので、公共ますという言葉、これは、下水道の用語ということで認識していただきたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

第35号議案に対する質疑をとどめます。

次に、第36号議案に対する質疑を開始いたします。22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

36号議案の中で、20条の使用料の算定のことで幾つか聞いておきたいと思います。

この行政問題専門審議会の答申ですか、行政問題専門審議会の意見書とありますね。これが、いわば市長に対する答申になっておるわけですけども、この中で、意見につきまして

は、独居老人(2)のところですね、独居老人や年金生活者並びに旅館等の大量使用者に配慮した料金体系とすること。これは10トンをもう1段下げて5トン以下というふうに配慮されたことだろうと思うんですけども、そうした場合に、接続率の問題とかかわってくるんでしょうけれども、5トンで区切った場合に全体の割合といたしますか、5トン以下の割合、これは試算として計算されていますね。収入との関係出てきますからね、5トン以下が大体どれくらい見込まれているかというのが1つです。

もう1つは、この「独居老人、年金生活者等々に配慮した料金体系とすること」ということと、もう1つ要望の中に「全国高料金トップ10に入らないことを念頭に置いた料金体系、例えば基本料金2千円、超過料金180円」と。ここで執行部が出された資料の県内と全国のランキングが示されておりまして。なるほど全国ランキングですと基本料金、それから超過料金、20トンに換算した場合の使用料金、これを見ますと、この10位以内、トップ10に入っていないですね。しかし、市長が考えるいわゆる5トン以下という福祉的な料金体系から考えて、例えば、基本料金が県内の公共下水道事業をやっているところで、資料としては農水も一緒に書いていますね。公共、農水合わせて基本料金でどうなのか、超過料金でどうなのか、20トンに換算した場合の使用料金はどうか。20トンに換算した場合に、税抜きで3,800円になりますね。10トンまで2千円、超過料金180円ですから10トン掛けると20トン換算で3,800円プラス消費税と、これでいくと県内トップになりますね。

県内トップになるわけですけども、市長がよく水問題で、あえて水問題と言いますけれども、県内トップにならないようにというのを市長の政治姿勢として、よく強調されて、水道料金については、そこは外されてきますよね、外されるだろうと、出された資料を見ますとね。そうしますと、下水道についてはこうだということについて答弁していただきたい。

もう1つ、維持管理費等々にその影響が出てくると、それはどうして維持管理が県内公共下水道事業、農排水事業やっているところと、際立って武雄市は高くなるのか、その原因もあわせて示していただきたい。

もう1つ、36号に関してもう1点だけ。

これは水道料金とのかかわりが出てこないとも限りませんが、21条の汚水量の算定というところですよ。

この21条の(1)水道水を使用した場合は、武雄市水道事業給水条例、この規定により算定した水量とする、これはわかります。

(2)の「水道水以外の水を利用した場合は、その使用水量とする。この場合において使用水量を確知することができないときは、使用者の使用の態様を勘案して市長が認定する」と、これは第2で規定されております。そうした場合に、水道水以外の水を利用するという場合には、まず考えられるのが井戸水、雨水、地下水等々ありますね。それを水道料金どの程度下がるかと、これからの問題ですけども、できれば節水したいという考え方から井戸水を

利用する場合も出てきますね、地理的条件によっては。こうした場合に、使用者の態様を勘案しというのが1つ、それともう1つは、使用水量を確知できないとき、これは市長が認定するとなりますね。これはどういうふうに認定されていくのか、恐らく規則だとかいろんなことで規定されていくんでしょうけれども、これ見えてきませんので、その中身を示していただきたい。

以上、お願いします。

議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

松尾まちづくり部長〔登壇〕

お答えいたします。

今回のこの使用料でいけば、県内トップになります。なぜそういうふうになるかということだと思っておりますけど、これは、算定の段階で維持管理費をトン当たり換算した場合に、どうしても240円になると。今現在、農業集落排水事業でも維持管理費に対する使用料収入というのは、一般会計からの繰り入れをしています。ここの一般会計の繰り入れがどうしても財政的に負担がかかると、今後の下水道事業を進めていくためにはですね。そういうことから、今回の公共下水道につきましても、維持管理費がトン当たり240円かかるということから、県内トップになってもしょうがないということから、この今の提案になったということでございます。

それと、水道水以外の水の使用についてでございますが、確かに議員おっしゃられるとおり、井戸水というのが想定されます。この場合は、これまで規則で定めるわけですが、担当課として考えているのは、水道水のメーターを水道ポンプのところにつけてもらうという方法が1つあります。あるいはその水道水のメーターをつけないと仮にした場合でも、今度は1人当たり何トン使われるかという標準的な算定をする計画であります。というのは、水道水を使おうが、井戸水を使おうが、一般家庭では恐らく20トンが標準でございますので、それから計算しますと大体1人までは10トン、それ以降で1人ふえるごとに4トンというふうなことで計算していけば、大体武雄市内の一般家庭の20トンに大体換算できるなというふうな考えております。

それから、5トン以下の件数でございますが、今これを設定する前に市街地の今度の32ヘクタールの区域内の水道の使用量状況を調べました。その結果、大体3割が5トン以下の世帯だというふうに出ております。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

御質問中に私の公約、具約について触れられておりましたので、一言答弁させていただきます。

ます。

私が佐賀県一にしないというふうに申し上げたのは、あくまでも上水の世界でのことであり、下水については、その時点、候補者時代のときに一切考えておりませんし、これに関連させるといことは政策上考えておりません。

以上でございます。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

あと具体的に審議を進めていく上で資料をお願いしたいのは、平均処理単価240円、トン当たりですね。20トン換算でいくとトン当たり190円になりますね。その差50円、これ一般会計から繰り入れる1つの根拠になってきますね。もちろん接続率がどこまでいくかというのが当然出てくるでしょうけれども、そうしたときに、維持管理が高いと、県内公共下水道、農排水事業やっているところは、当然維持管理出てきますよね。一般会計からどの程度繰り入れているのかと、全体の割合、それは市長が言う佐賀県一にならないというのを下水道を目標にされるとしますと、しないならまた別ですけど、するならば維持管理費の一般会計からの繰り入れがどの程度割合を示すかというのが出てきますよね、決定的には。

もう1つは、その接続率が当然出てきます。そういう点では、5トンに区切られたというのはいいことなんですけれども、そうすると維持管理の問題で差が出てきますね。接続率の関係が出てきます。

この基本的な考え方というのは、当面32ヘクタールと183ヘクタールのところで連動してきますよね、5年ごとに見直すとしましてもね。そうすると、一般質問でも論議になっていた農排水と公共下水道と、これは料金統一してくれという意見、要望が出ていますね。合併処理浄化槽もありますね、そういった意味での単独もありますけど、料金の平準化を展望したときに、じゃあ、一般会計からどれだけ繰り入れていくのかということについて、維持管理費の割合というのは、全体の割合の中の占める割合が下がってきますよね。そういう点では、参考として必要だと思しますので、県内のそれぞれ事業やっていますので、全体の維持管理費の中に、一般会計からの繰入額がどうなのか、パーセントはどうなのか、ぜひ資料を出していただきたいというふうに思います。

議長（杉原豊喜君）

22番議員、答弁要りますか。（発言する者あり）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第37号議案及び第38号議案に対する一括質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

改めて4件に対する質疑をとどめます。

お諮りいたします。第35号議案、第36号議案、第37号議案及び第38号議案の4件の議案は、議長を除く29名の議員による下水道事業審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査といたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第35号議案、第36号議案、第37号議案及び第38号議案の4件の議案は、議長を除く29名の議員による下水道事業審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査と決定いたしました。

特別委員会委員の選任は、武雄市議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっています。よって、議長を除く29名の議員を特別委員会委員に指名いたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました29名の議員を下水道事業審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ここで、下水道事業審査特別委員会正副委員長互選のため、暫時休憩をいたします。

休	憩	10時40分
再	開	10時54分

議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

下水道事業審査特別委員会委員長から正副委員長互選の結果報告がありましたので、御報告いたします。

委員長に19番山口昌宏議員、副委員長に16番樋渡議員でございます。

よろしくお願ひいたします。

日程第5．第39号議案 武雄市名誉市民の選定について及び日程第6．第40号議案 平成19年度武雄市一般会計補正予算（第6回）を一括議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

第39号議案 武雄市名誉市民の選定について、私から補足説明をいたします。

西川登町在住の陶芸家中島宏氏につきましては、平成19年7月20日文部科学大臣の諮問機関である文化審議会から重要無形文化財保持者、いわゆる人間国宝に認定するように答申がなされ、9月6日に正式に人間国宝に認定をされました。

中島宏氏は、陶芸の世界では最も難しいと言われる青磁に果敢に臨み、鮮烈でまさに独創的な中島青磁というべき作品を生み出され、中島ブルーと呼ばれる独自の作品は、高い評価を受けておられます。

武雄市初の重要無形文化財保持者中島宏氏の功績は、当市の文化芸術の進展に偉大な貢献をなし、市民の文化交流に対する意欲をさらに高揚させるもので、郷土の誇りであります。ここに、武雄市名誉市民の称号を贈り、その功績と栄誉をたたえるものであります。

以上、簡単ですが、補足説明とさせていただきます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

第40号議案 平成19年度武雄市一般会計補正予算（第6回）について補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。

今回の補正は、歳出予算の補正をお願いいたしております。

補正の内容でございますが、補正予算書(2)ページで説明させていただきます。

2款・総務費、1項・総務管理費、1目・一般管理費で名誉市民章に要する経費をお願いいたしております。

これは西川登町の陶芸家中島宏氏が、重要無形文化財保持者、いわゆる人間国宝になりましたので、同氏の功績と栄誉をたたえるため、武雄市名誉市民条例に基づき、名誉市民として名誉市民章をお贈りしたいと存じますので、これに要する経費をお願いするものでございます。

以上、簡単でございますが補足説明を終わります。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

第39号議案及び第40号議案に対する一括質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第39号議案及び第40号議案は、総務常任委員会に付託をいたします。

日程第7・第41号議案 平成18年度武雄市一般会計決算認定についてから日程第15・第49号議案 平成18年度武雄市交通災害共済特別会計決算認定についてまで、9件の議案を一括議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。森会計管理者

森会計管理者〔登壇〕

第41号議案 平成18年度武雄市一般会計から第49号議案までの各特別会計の決算認定について補足説明を申し上げます。

お手元に平成18年度の武雄市歳入歳出決算書の冊子を差し上げておりますので、ごらんいただきたいと思います。この厚い資料でございます。

前段の42ページまでが各会計の決算書、それから、43ページ以降が附属書類でございます。地方自治法の第233条の第5項、同法第241条第5項、同法施行令第166条第2項の規定に基づきまして、事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金運用状況報告書を提出いたしております。

なお、主要施策の成果及び予算執行の実績に関する報告書につきましては、別冊といたしておりますので、よろしく願い申し上げます。

それでは、それぞれの決算について簡単にその概要を説明いたします。

まず、決算書の1ページ、2ページでございますけれども、一般会計、特別会計の総括表を掲載いたしております。

各会計の総計では、収入済額が48,630,081,081円、支出済額が47,956,453,935円、歳入歳出の差し引き額は673,627,146円となっております。

第41号議案 一般会計歳入歳出決算については、決算書の3ページから10ページでございます。5ページ、6ページで予算現額19,755,240千円に対しまして、収入済額が19,605,241,625円、10ページでございますけれども、支出済額が19,253,101,195円、歳入歳出の差し引き残高が352,140,430円となっております。なお、予算執行率は97.5%となっております。

なお、歳入に関して市税及び使用料等の不納欠損額や、それから収入未済額、繰越明許分に係る国庫補助金等の収入未済額がございますけれども、歳出についても翌年度繰越額がございますが、これらにつきましては43ページ以降の附属書類のほうに詳細に掲載いたしておりますので、御参照方お願いを申し上げます。

続きまして、第42号議案 国民健康保険特別会計について申し上げます。

決算書の11ページから14ページでございます。

予算現額5,752,066千円に対しまして、収入済額が5,573,223,524円、支出済額が5,526,634,819円、差し引き残高が46,588,705円となっており、予算執行率は96.1%でございます。

なお、事項別明細書は321ページから344ページまで掲載いたしておりますので、国保税の不納欠損額、あるいは収入未済額の内容につきましては、326ページに掲載をいたしておりますので、御参照方お願い申し上げます。

続きまして、第43号議案 老人保健特別会計について、決算書の15ページから18ページでございます。

予算現額が6,478,519千円に対しまして、収入済額6,141,145,126円、支出済額6,148,693,299

円となっております、差し引き額がマイナスの7,548,173円生じております。

この分につきましては、平成19年度からの歳入繰り上げ充用をいたしておるところでございます。

続いて、第44号議案 農業集落排水事業特別会計については、決算書の19ページから22ページでございます。

予算現額が1,318,156千円に対しまして、収入済額1,307,192,911円、支出済額1,296,988,521円、差し引き残高が10,204,390円となっております。予算執行率は98.4%です。

なお、収入未済額につきまして農排施設の使用料、あるいは農排施設加入分担金となっております。それから、歳出面で繰越額が出ておりますが、川内地区の工事費ということでございます。

続きまして、第45号議案 公共下水道事業特別会計については、決算書の23ページから26ページまででございます。

予算現額が621,477千円に対しまして、収入済額が582,277,644円、支出済額が580,892,177円、差し引き残高が1,385,467円となっており、予算執行率は93.5%でございます。

この分につきましては、歳入で未済額が19,600千円ございますが、これは繰越明許に係ります国庫補助金となっておりまして、歳出におきましても39,250千円の繰り越しを行っております。

続いて、第46号議案 土地区画整理事業特別会計は、決算書の27ページから30ページでございます。

予算現額が447,912千円に対しまして、収入済額267,076,282円、支出済額237,849,743円、差し引き残高として29,226,539円となっており、予算執行率は53.1%となっております。

なお、収入未済額70,962千円につきましては、繰越明許や事故繰り越し等による国庫補助分でございます。

歳出では、繰越額が195,160千円ございますが、これにつきましては、392ページのほうに工事費、補償費として金額を掲載いたしております。

続きまして、第47号議案 給湯事業特別会計については、決算書の31ページから34ページでございます。

予算現額29,133千円に対しまして、収入済額28,544,616円、支出済額24,198,109円、差し引き残高が4,346,507円となっておりまして、予算執行率は83.1%となっております。

それから、第48号議案 競輪事業特別会計につきましては、決算書の35ページから38ページでございます。

予算現額が15,405,863千円に対しまして、収入済額15,123,758,486円、支出済額14,886,484,845円、差し引き残高といたしまして237,273,641円となっており、予算執行率は96.6%となっております。

第49号議案 交通災害共済特別会計につきましては、決算書の39ページから42ページです。予算現額が4,787千円に対しまして、収入済額1,620,867円、支出済額1,611,227円となっております。予算執行率は33.7%となっております。

次に、実質収支について申し上げます。

決算書の附属書類の429ページから430ページのほうに、各会計ごとに掲載をいたしております。

歳入歳出差し引き残高から、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた額が、18年度の実質収支額となります。金額の説明につきましては省略をいたします。

それから、431ページ以降に財産に関する調書、基金運用状況報告書を掲載しておりますので、御参照をお願い申し上げます。

なお、平成18年度の主要施策の成果、予算執行の実績に関する報告につきましては、別紙のとおり各会計ごとの各種事業の概要を掲載いたしております。

また、最後のページに地方債の残高を掲載いたしております。

説明につきましては省略いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上をもちまして、平成18年度の一般会計、特別会計の決算の概要の説明を終わります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

質疑を開始いたしますが、質疑は区分をいたします。

まず、第41号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

第41号議案について質疑をとどめます。

次に、第42号議案、第43号議案及び第49号議案の3件の議案に対する一括質疑を開始いたします。

3件に対する質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

3件の議案に対する質疑をとどめます。

次に、第44号議案から第48号議案までの5件の議案に対する一括質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

5件の議案に対する質疑をとどめます。

お諮りいたします。第41号議案、第42号議案、第43号議案及び第49号議案の4件の議案は、14名をもって構成する一般会計等決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査に付したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、第41号議案、第42号議案、第43号議案及び第49号議案は、14名をもって構成する一般会計等決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。特別委員会委員の選任は、武雄市議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。よって、2番浦議員、3番山口裕子議員、4番松尾陽輔議員、7番古川議員、8番上野議員、9番山口良広議員、10番吉川議員、11山崎議員、14番小柳議員、15番石橋議員、17番小池議員、21番吉原議員、23番江原議員、29番黒岩議員、以上14名を特別委員に指名いたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました14名の議員を一般会計等決算審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。第44号議案から第48号議案まで5件の議案は、先日設置いたしました特別会計等決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査に付したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、第44号議案から第48号議案まで5件の議案は、特別会計等決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

先日設置いたしました特別会計等決算審査特別委員会及びただいま設置いたしました一般会計等決算審査特別委員会の正副委員長の互選のため暫時休憩をいたします。

休 憩 11時12分

再 開 11時25分

議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

特別委員会正副委員長の互選の結果の報告を得ましたので、御報告申し上げます。

特別会計等決算審査特別委員会委員長に、18番大渡議員、同副委員長に13番前田議員、一般会計等決算審査特別委員会委員長に、10番吉川議員、同副委員長に4番松尾陽輔議員、以上のとおりでございます。

よろしくお願ひいたします。

日程第16．報告第12号 平成18年度武雄市農業集落排水事業特別会計継続費精算報告書の

報告についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭総務部長

議長（杉原豊喜君）

大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

報告第12号 平成18年度武雄市農業集落排水事業特別会計継続費精算報告書の報告について補足説明を申し上げます。

議案書の3ページをごらんください。

これにつきましては、農業集落排水事業大野地区汚水処理施設整備事業について、平成17年度から平成18年度までの継続費を設定し事業を実施してまいりましたが、平成18年度をもって精算報告書のとおり事業が完了しましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定に基づき議会に報告するものでございます。

以上簡単でございますが、補足説明を終わります。

議長（杉原豊喜君）

報告第12号に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

報告第12号は、法令に基づき提出された報告でありますので、この程度にしたいと思えます。

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。どうもお疲れさまでした。

散 会 11時27分